

1 調査名称：小坂町総合都市交通体系調査

2 調査主体：小坂町

3 調査圏域：小坂都市計画区域

4 調査期間：令和2年度～令和3年度

5 調査概要：

小坂町の都市計画道路は、昭和38年に6路線、延長11,160mが都市計画決定された。うち6,402mが改良済みとなっており改良率は57.3%である。平成14年3月に大館・鉛山線のあけぼの地区のバイパス整備を最後に、長期にわたり未着手となっている路線がある。小坂町都市計画マスタープランについては平成16年3月に策定されてから見直しを行っていないため、未着手路線についてはその必要性や実現性を再検討する必要がある。そのほか、平成25年11月には日本海沿岸東北自動車道の小坂北インターチェンジが開通したことに伴う交通ネットワークの変化に対応した都市計画道路網を再検証する必要もある。

少子高齢化による人口減少などの社会情勢や将来の需要動向を見据えた都市計画道路の見直しを行うことにより、立地適正化計画の策定と都市計画マスタープランの見直し、それぞれに実効性をもたせることにより長期的な視点で持続可能な都市に向けた取組（コンパクト・プラス・ネットワーク）を推進するものである。

I 調査概要

1 調査名称：小坂町総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1章 業務概要

1－1 調査目的

1－2 調査概要

2章 都市計画道路見直し検討

2－1 検討路線の選別

2－2 検討路線の基本データ入力

2－3 「必要性」指標の重みづけ

2－4 都市計画道路の必要性・実現性の検討

2－5 廃止・変更の検討

※以上は令和2年度業務

3章 都市計画道路見直し図書作成

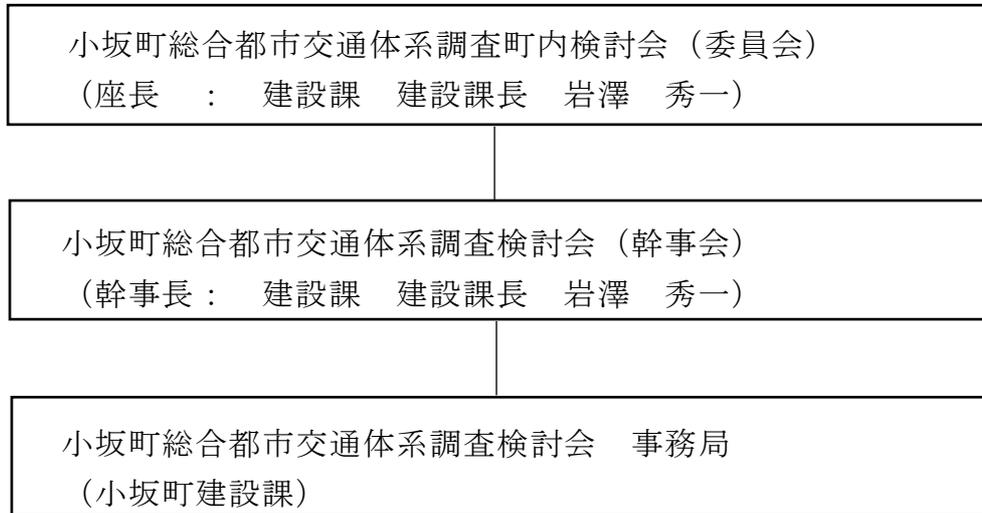
3－1 総括図(1/10,000)、計画図(1/2,500)作成

3－2 新旧対照図(1/2,500)作成

3－3 字界図(1/2,500)作成

4章 計画策定支援

3 調査体制



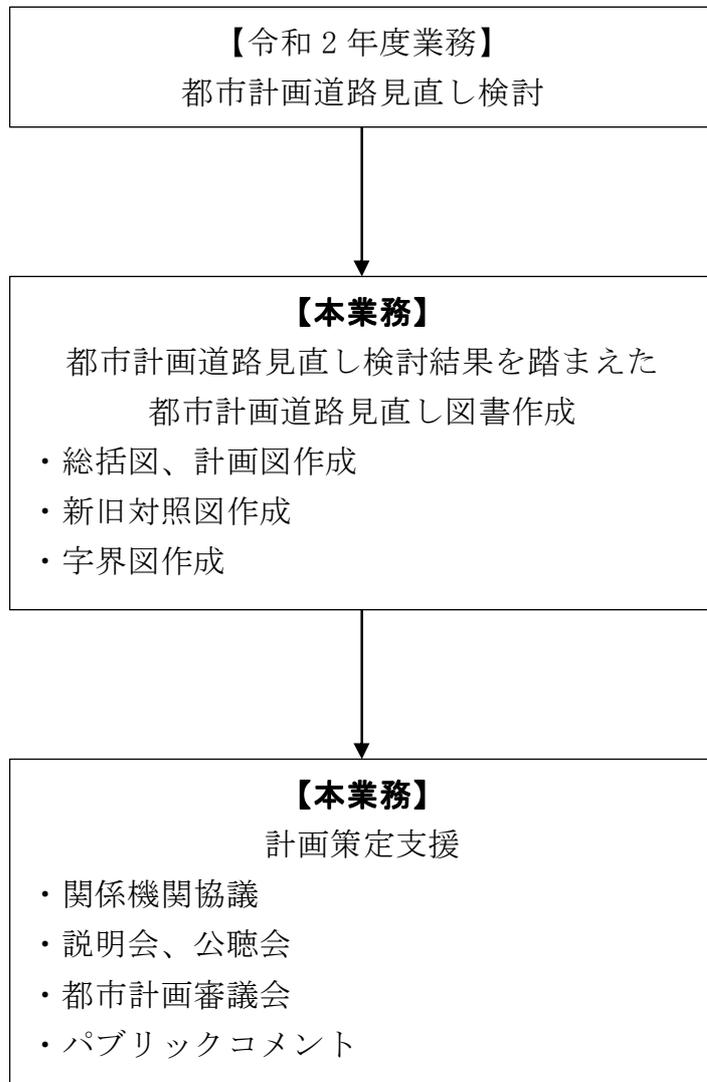
II 調査成果

1 調査目的

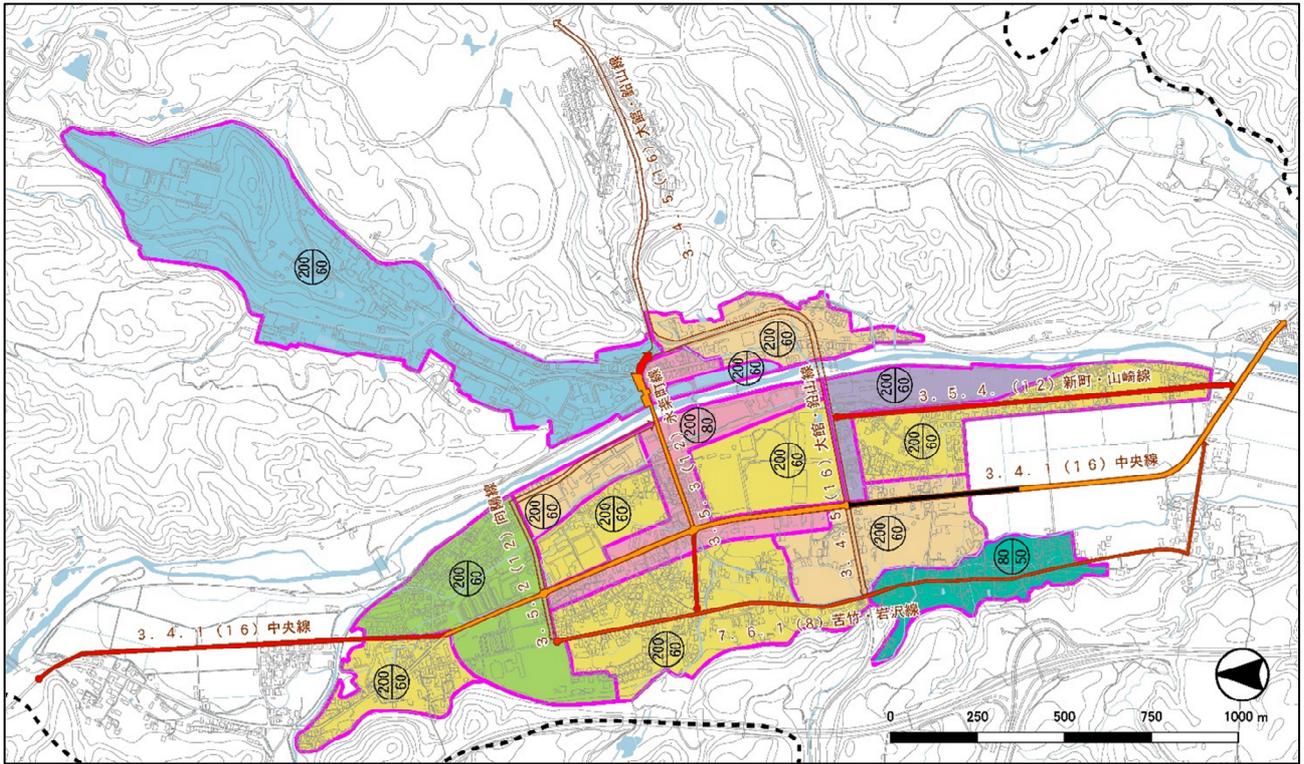
本業務は小坂町の上位計画における位置づけを踏まえて、現在、小坂町が抱えるまちづくりの課題を整理するとともに、おおむね 20 年後の将来を見据えた進むべき方向性を明確にした都市計画道路の見直しを実施することを目的とします。

今年度は令和 2 年度に検討した都市計画道路の見直し検討結果をもとに、都市計画道路の見直し図書の作成、計画策定支援を行います。

2 調査フロー



3 調査圏域図



| 凡 例 | |
|-----|----|
| 区分 | 表示 |
| 整備済 | —— |
| 事業中 | —— |
| 概成済 | —— |
| 未整備 | —— |

| 凡 例 | | | |
|--------------|-----|----------|---------|
| 区分 | 表示 | 建ぺい率 (%) | 容積率 (%) |
| 都市計画区域 | --- | | |
| 都市計画道路 | ⇨ | | |
| 第一種低層住居専用地域 | ■ | 50 | 80 |
| 第一種中高層住居専用地域 | ■ | 60 | 200 |
| 第一種住居地域 | ■ | 60 | 200 |
| 第二種住居地域 | ■ | 60 | 200 |
| 近隣商業地域 | ■ | 80 | 200 |
| 準工業地域 | ■ | 60 | 200 |
| 工業地域 | ■ | 60 | 200 |

図1 検討対象路線（区間）

4 調査成果

4-1. 業務概要

本業務の調査、検討は以下の項目について実施した。

- (1) 調査計画準備
- (2) 都市計画道路見直し図書作成
- (3) 計画策定支援

4-2. 業務の内容

(1) 調査計画準備

業務実施計画書により業務の全体計画を立案するとともに、工程計画・人員配置の検討を行い、業務方針を決定した。

(2) 都市計画道路見直し図書作成

令和2年度業務でとりまとめた都市計画道路見直し案に基づいて都市計画道路を変更する箇所を決定し、都市計画決定に必要な法定図書図面を作成した。

① 総括図 (1/10,000)、計画図 (1/2,500) 作成

都市計画図印刷図をベースに変更箇所を明記した総括図を作成した。また、都市計画基本図をベースに変更箇所を明記した計画図を作成した。

② 新旧対照図 (1/2,500) 作成

都市計画基本図をベースに変更箇所を明記した新旧対照図を作成した。

③ 字界図 (1/2,500) 作成

都市計画基本図をベースに変更箇所を明記し、大字界、小字界を加えた字界図を作成した。

(3) 計画策定支援

都市計画道路を見直しするうえでは、住民の意向を十分に踏まえつつ、検討過程・経過を明らかにしながら進めていく必要がある。そのため、意見の聴取や反映、検討として地域住民とのワークショップや関係機関との協議を実施した。

4-3. 打合せ協議

打合せ協議は下記のとおり実施しました。

| 回数 | 日時 | 内容 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 2021年7月14日 | 実施計画書（案）の説明、スケジュールについて、資料借用について、その他について |
| 第2回 | 2022年3月25日 | 成果品の納品 |